



コンベルソの同化戦略 : セペダ家のイダルゴ訴訟 (1519-1522)

著者	坂本 宏
雑誌名	明治学院大学教養教育センター紀要 : カルチャー ル = The MGU journal of liberal arts studies : Karuchuru
巻 号	6 1
ページ	23-37
発行年	2012-03-24
その他のタイトル	The Assimilation Strategy of a Converso Family : The Cepeda's Pleito de Hidalguia (1519-1522)
URL	http://hdl.handle.net/10723/1155

コンベルソの同化戦略

— セベダ家のイダルゴ訴訟 (1519-1522) —

坂 本 宏

1 カトリックの聖女テレサ・デ・ヘススの出自

カトリックの聖女で跣足カルメル会の創設者であるテレサ・デ・ヘスス（テレサ・デ・セベダ・イ・アウマダ、1515-1582年）の祖父が隠れユダヤ教徒であった事実は、1940年代にバリアドリードの文書館で別件を調査中だったアロンソ・コルテスによって偶然に発見された⁽¹⁾。彼が空き時間を利用してたまたま請求したテレサの父のイダルゴ訴訟記録の中には、テレサの祖父の異端審問記録（の一部）が挿入されていたのである。このイダルゴ訴訟記録の存在自体はそれ以前から知られていたものの、研究者たちはカルメル会が保管する部分的な写本（判決文やイダルゴ証明書）を参照するだけで、原本を読んではいなかったということだろう。

この史料は、テレサの父であるアロンソ・サンチェス・デ・セベダらセベダ家の四兄弟がアビラ市の管轄権下にある小邑オルティゴースで課税されたときに、イダルゴ（貴族）特権を盾に税の支払いを拒否し、イダルゴ身分の地位確認を求めたときの訴訟記録である。訴訟の結果、最終的にはセベダ家がイダルゴであることが認められた。研究史上、この史料は、テレサの家系が貴族であることの証拠とみなされてきた。しかしアロンソ・

コルテスによる発見と解説によって当の訴訟記録は、セベダ家がもともとはイダルゴではなく、実はコンベルソ（ユダヤ教からの改宗者）であり、しかも隠れユダヤ教徒でさえあったという、研究者たちが考えてきたのとは全く逆の事実を証明する史料だったことがわかったのである。

カルメル会の歴史家テオフィネス・エヒードが指摘するように、テレサはその教義や霊性が研究の対象とされてきたことと比べると、伝記的側面への関心が薄く、学術的な歴史研究の対象とされてこなかった。彼女は1582年に亡くなったが、その死後すぐに著された伝記によって作り上げられた聖人伝的なテレサ像が、20世紀に入るまで生き続けたからである。テレサが亡くなった時期は、プロテスタントによって聖人崇拜を批判されたために中断していた列聖手続きが、教皇庁の主導によって装いも新たに再開された時期であった。列福・列聖を達成する目的で著されたテレサの伝記は、対抗宗教改革期の教皇庁が望んだ聖人像を作り出したから、当然、それらの伝記においては彼女の出自は伏せられていた⁽²⁾。またそれだけでなく、17世紀にはテレサは聖ヤコブ（サンティアゴ）とスペインの守護聖人の座を競ったほどの人気があり⁽³⁾、20世紀にいたっても、「スペイン民族の聖女 La Santa de la Raza」と言われるほどの扱いを受けていた。

こうした事情から、アロンソ・コルテスが発見

したテレサの出自に関する事実は、すぐには受け入れられなかった。1940年代のスペインにおいては、テレサはファランヘ党の女性支部の守護聖女であり、フランコが崇敬していたから、彼女の出自に関する真実を公然と言い出せるような雰囲気ではなかった。しかも当時はスペインがユダヤ人やフリーメーソンの陰謀によって脅威にさらされていると喧伝されていた時代だったから、ユダヤ出自のことはなおさらタブーとされた⁽⁴⁾。この事実を信じたくないという心理が、テレサの伝記研究の第一人者であるエフレン・デ・ラ・マドレ・デ・ディオスをして、『聖テレサとその時代』の初版（1951年）において、テレサの祖父はユダヤ教に改宗した旧キリスト教徒である、との奇説を唱えさせるにいたったのである⁽⁵⁾。

これと同様の心理が働いたためであろう。グティエレス・ニエトによれば、イダルゴ訴訟記録を公表したアロンソ・コルテスの論文が掲載された雑誌が、マドリッド中の図書館から紛失したという⁽⁶⁾。また、訴訟記録の原本も、文書館から紛失したという理由により、アロンソ・コルテスが参照したあと40年にも渡って閲覧不可能な状態が続いていた。その後原本は、1986年になって元の場所に戻されていたことが発覚した。すぐにもテオフィネス・エヒードが訴訟記録の完全版を刊行し、ようやく一般読者も利用することが可能になった⁽⁷⁾。

しかしたとえこの史料が発見されていなかったとしても、1940年代にアメリカ・カストロやドミンゲス・オルティスらによって始められたコンベルソ研究⁽⁸⁾が進展してゆく中で、テレサの出自はいずれ明らかにされていたであろう。テレサは生涯にわたって自己の出自について語ることはなかったが、その言動や足跡の中に、コンベルソであることの痕跡を見つけ出すことはさして困難で

はない。それほどに、テレサはコンベルソ的要素が濃厚な環境に生きていたのである。

テレサの出自が明らかになったことで、彼女の思想や行動に対する新しい解釈の可能性が生まれた。マルケス・ビリャヌエバやビリンコフらの研究によれば、初期の跣足カルメル会にはコンベルソが多く、そのほとんどはテレサの親族かその友人であった。メディーナ・デル・カンポやトレド、サラマンカ、セゴビア、ブルゴスなどのカスティリャ諸都市においてテレサの修道院創設活動を支援したのは、貴族でも平民でもなく、コンベルソの中産階級であった。このようなコンベルソの多い環境にいたテレサが、他のほとんどの修道会とは異なり、コンベルソの入会を禁じる条項（血の純潔規約）を導入しなかったのは当然であった。テレサは、創設した修道会の内部に、階級や特権といった外部社会の原則を持ち込まなかった。したがって修道院の中では、家柄の違いを想起させるようなドニャやセニョーラといった称号を用いることを禁じた。それまでは、伝統的な貴族が家門の永続と繁栄を願って創設した修道院においては、創設者とその子孫をたたえるための声の祈り *oración vocal* が行われていた。テレサはこれにかえて、声に出さずに祈る心の祈り *oración mental* という方法を導入した。ここにはコンベルソである彼女からの、貴族や家系といった価値観に対する批判がこめられているのである。テレサの修道院創設活動は、差別や迫害にさらされたコンベルソが、神と直接向き合うことのできる避難所を創造する試みだったのである⁽⁹⁾。

こうしてようやく、テレサの出自に関する事実は受け入れられるようになり、現代におけるテレサの伝記的研究では、イダルゴ訴訟記録を用いてテレサの祖父のことから書き起こすことが通例となるにいたった⁽¹⁰⁾。しかしながら、この史料は、

単にテレサの出自に関する決定的な証拠としての価値があるだけではない。コンベルソが異端審問によって裁かれた後、どのようにキリスト教社会への同化を図ったかを知ることができる貴重な史料でもある。今まではテレサの祖父が隠れユダヤ教徒であったことばかりに目が奪われ、そしてそれがテレサにどう影響を与えたかが論じられるだけで、コンベルソの同化という観点からの解釈はなされてこなかった。そこで本稿は、この史料を解釈するにあたって、テレサではなく（そもそも訴訟記録にはテレサへの言及はない）、テレサの父と祖父に焦点をあてることによって、テレサの祖父フアン・サンチェス・デ・セペダが異端審問所で罪の告白をした後、セペダ家がどのようにキリスト教社会に同化を図ろうとしたかに焦点をあてる。

異端審問記録に依拠して行われてきたコンベルソ研究においては、隠れユダヤ教信仰や、キリスト教社会への同化の拒絶といった側面が強調される嫌いがあった。それに対して、コンベルソ研究の観点からイダルゴ訴訟記録を用いることのメリットは、キリスト教社会への同化という、スペインの大多数のコンベルソの趨勢を研究するのに役立つこと、しかもイダルゴ訴訟では三世代（原告とその父、祖父）にわたってイダルゴであることを証明する必要があったから、数世代にわたる同化の戦略が観察できること、にある。

2 イダルゴ訴訟

スペイン（カスティーリャ）の貴族には、大きく分けて爵位貴族と非爵位貴族の二種類がある。貴族の頂点に立ち、わずか数十の家門によって構成される爵位貴族は、富・特権・社会的名声の全てを兼ね備えているので容易に特定することがで

きる。一方の非爵位貴族は、騎士 *caballeros* とイダルゴ *hidalgos* から成る。騎士とイダルゴを明確に区別する基準はないが、一般的に 16 世紀においては騎士の方がイダルゴより格上とみなされていた。いずれにせよ、貴族階級の底辺をなす大半の貴族はイダルゴであった⁽¹¹⁾。

イダルゴの中身も決して均質ではなかった。古くからの良く知られた家柄であり、あえて貴族であることを証明する必要がない *hidalgos de solar conocido* が最も格の高いイダルゴとされた。反対に、勲功によって王から特権を授けらるか、金銭によって特権を購入した *hidalgos de privilegio* は、その起源が遡れてしまうだけに、格が劣るとみなされた。両者の中間には、特権を授受・購入したのではないが、誰もが認めるほどの家柄ではないために、法廷で争ってその法的地位を確定させる必要があった *hidalgos de ejection*（証明書のイダルゴ）が存在した。

カスティーリャが内戦状態にあった 15 世紀は、貴族身分が容易に創出された時代であった。戦争などの勲功によって王から特権を授けられることができたからである。しかし 16 世紀になると戦争は過去のものとなり、戦功によって貴族身分に昇進する道は閉ざされた。その結果 16 世紀には、王からの特権の授受とは別の方法によって貴族身分の獲得が目指されることになった。セペダ家のように新たにイダルゴになろうとする者たちは、起源の知られてしまう特権を購入するよりも、訴訟によって *hidalgos de ejection* になることを目指すのが一般的だった。

イダルゴ法廷 *Sala de hijosdalgo* は、イダルゴ身分を判定することのできる唯一の法廷であり、タホ川以北を管轄するバリャドリードとタホ川以南を管轄するグラナダの大審院 *Chancillerías* のみ存在した⁽¹²⁾。市会 *consejo* がイダルゴ僭称者

を担税者平民 pechero として登録することが、イダルゴ訴訟の発端となった。課税されたイダルゴが、市会と国王検事 el Fiscal de su Majestad を訴えることによって裁判は開始された。原告と被告はそれぞれが 10 人から 20 人ほどの証人によって証明を行った。イダルゴ側は、通常は父方の三世代（原告本人と、その父、父方祖父）がイダルゴであることを証明する必要があった。イダルゴの最たる特徴は免税特権であり、この特権の有無こそが、担税者平民とイダルゴを分かつ指標となった。したがってイダルゴであることを証明するためには、担税登録されたことも課税されたこともないことを証明することが最も有効な手段となった。

コルテス（議会）において国王上納金 servicio が議決されると、各都市に課税分担額が割当てられた。徴税方法は各都市に一任されたが、アビラ市の場合は担税者に直接課税する方法が採られたため、国王上納金が議決されるたびに課税台帳が作成された¹³⁾。課税台帳の作成は、各教区から選出された tomados と呼ばれる 2 人の担税者が行ったが、最終的には市会の承認を必要としたから、担税者と非担税者の区別を決める権限を実質的に握っていたのは市会であった。それゆえ、担税者平民であっても市会を支配する寡頭支配層に入り込めば、担税登録から外れることができた。そしてそれがイダルゴになるための第一歩となった。

イダルゴの定義が曖昧だったために、イダルゴ身分に滑り込もうとする者は絶えず存在した。おそらくは 16 世紀初頭に作成されたと考えられるアビラ市の課税台帳は、このようなイダルゴ予備軍とでも呼ぶべき人々の存在を明らかにする。この課税台帳は、聖職者などの免税者を含めて全部で 1,150 の世帯主 vecinos を収めているが、その中には「イダルゴ」とは区別された「イダルゴと称する者 dice ser hidalgo」が 133 人（全体の 11.5

%）も記載されているのである。担税者平民は、担税者が減ればその分だけ 1 人あたりの税負担額が増えることになるので、担税者がこっそりとイダルゴ身分に忍び込まぬよう常に監視の目を光らせねばならなかった。たとえばアビラ市では 1525 年には、イダルゴと称して課税を逃れようとする者に対する訴訟費用として 5 万マラベディを賄うために、担税者全体に対して負担額の分配を行っている¹⁴⁾。

3 裁判の推移

以下、裁判の経過を継時的に追うことにする。

1519 年 8 月 6 日、アビラ市の属域 aldea であるマンハバラゴの、さらにその属邑 collación のオルティゴースにおいて、マンハバラゴの村会 consejo が、セベダ家の四兄弟（アロンソ、ペドロ、ルイ、フランシスコ）の各人に対して 100 マラベディづつの課税を行った。これは、この年のコルテスにおいて議決された国王上納金のための課税であった。しかしセベダがイダルゴ特権を楯に税の支払いを拒否したため、村会は彼らの家から担保物件を押収した。

8 月 16 日、原告（セベダ）側代訴人 procurador は、バリャドリードの大審院のイダルゴ法廷において、イダルゴ身分の確認と、課税台帳からの名前の削除、ならびに担保物件の返却を求めて、マンハバラゴ（とオルティゴース）の村会と国王検事を訴えた。

9 月 26 日、被告側（マンハバラゴとオルティゴース）は、セベダの要求を全て否認した。被告側の主張はイダルゴ訴訟のフォーマットにしたがった極めて形式的なものだったが、その内容は以下の通りである。セベダ四兄弟とその父、祖父は全て担税者であり、それゆえ担税登録された。もし

彼らがかつて税を払わなかった時期があったとしたら、それはイダルゴであったからではなく、貧民であったか騎士の近習などの理由により免税されたか、もしくはかつて住んでいた場所で判事や市会役員 *regidor* や書記などの免税職についていたか、免税特権を有する都市に住んでいたからだろう。またセペダは私生児であるからイダルゴ特権を享受することはできない。戦争に召集もされていないし、卑しい職に就いていた。

11月12日から16日にかけては、セペダ側証人がイダルゴ法廷に出廷した。9人の証人のうち、トレドから来た証人（セペダのトレド時代の知り合い）が4人、アビラから来た証人が5人である。彼らはセペダがイダルゴであることの証拠として、次のような事実を提示した。セペダは担税登録をされたことがなく、彼らが税を払うのを見たことがない。アビラの聖ファン教会ではイダルゴのみが参加して市場検査官 *fiel* を決めるくじが行われるが、セペダはこの集会に参加していた。馬や武具を所有していた。1512年の対ナバーラ戦争でカトリック王フェルナンドがアビラの騎士とイダルゴを招集したときに、セペダは戦争にかけつけた。イダルゴがアビラのみで享受できる特権があった。それは、イダルゴの子供を育てている乳母は授乳期間中だけ免税されること、イダルゴは狩の鷹のための肉を無料でもらえること、などであるが、セペダはこれらの特権を行使していた。

セペダ側証人は、セペダが用意した質問条項に答えるかたちで証言するので、全体としては、セペダが描いたストーリーに沿った証言をしている。セペダにとっては不都合な事実、たとえばセペダの父ファンがトレドの異端審問所で和解⁽¹⁵⁾したこと、あるいは父ファンが商人であり徴税人であったことには触れられていない。一方で、必ずしもセペダの期待に沿っていない正直な証人もいた。

たとえば、トレド時代からの知り合いのペドロ・アレバロなる証人は、彼らは「高潔な人々」で「穢れない生活を送ってきた」が、イダルゴであるかどうかは知らない、と言っているし⁽¹⁶⁾、アビラのヌニョ・イエロなる証人も、セペダがイダルゴだとは思いますが、本当かどうかは知らない、と言っている⁽¹⁷⁾。またアロンソ・デ・セゴビアなる証人は、セペダにとって不利になるような証言（ファンが30年くらい前にアビラにやってきて毛織物の店を構えた云々）をしている⁽¹⁸⁾。

11月23日、検事のもとに新たにもたらされた情報によって、次のような事実が発覚した。セペダという姓は実は母方の名前である。父ファンはかつて住んでいたトレドでは担税者とみなされていた。彼はトレドの異端審問所で和解したためにアビラに移り住み、アビラではかつてと同じように商人を続けていた。セペダはアビラの住民であるにもかかわらず、アビラの属域であるオルティゴースの村会と結託して故意に担保を取らせた。

この類の訴訟記録に通じたソリア・メサによれば、イダルゴ訴訟を起こした都市寡頭支配層の多くは、経済的利害を持つ都市においてではなく、何の利害も持たない小村で少しの土地を買い、そこで故意に担税登録をさせ、イダルゴ訴訟を起こした⁽¹⁹⁾。つまり、都市有力者の圧力に屈しやすい小村でイダルゴ訴訟を起こすというセペダが用いた方法は、イダルゴ訴訟の常套手段だったのである。また、検事やアビラ市側代訴人も、そのことを十分に承知していた⁽²⁰⁾。

翌年の1520年の1月から6月にかけては、被告側証人による証明が行われた（裁判の途中からは、オルティゴースとマンハバラゴを管轄するアビラ市が被告側の証明を実質的に行うようになった）。全部で8人（証拠採用されなかった4人の証人を除く）が証言したが、以下のような内容だっ

た。ファンがトレドの異端審問所で和解して「悔悛服（サンベニート）」を着たことはアビラ市ではよく知られている。それからアビラ市にやってきてアンドリン通りに毛織物の店を構えた。また王室や教会関係の徴税をしていた。セペダが税を払ったことがないのは、彼らがイダルゴだからではなく、市の有力者の娘と結婚したからであり、そのためにアビラ市では彼らは好意的に見られている。セペダはアビラ市で担税登録されそうになったが、彼らの義理の親族になったアビラの市会役員フランシスコ・デ・パハーレスの圧力によって担税登録されなかった。セペダがオルティゴースで担税登録されたのは、フランシスコ・デ・パハーレスがオルティゴースの村会にセペダを担税登録するよう圧力をかけたためである。

アビラ市側証人たちは、セペダがコンベルソであることを知りつつも、必ずしもセペダに対して敵対的というわけではなかった。たとえばマテオ・フリアンなる人物は、ファンがイダルゴなのか担税者なのか知らないが「とても高潔な人物」だと思う、と証言している⁽²¹⁾。また、ファン・ニエトなる証人は、「彼らがコンベルソでありイダルゴでない」ことはアビラでは良く知られているが、しかし「とても高潔な人々であり、とても穢れなく振舞い、馬を所有し、良く着飾り、良き会話をしている」のは本当である、と証言している。

7月には、検事が半年以上前から要求していたトレドにおける調査がようやく実現した。このときセペダの親族2人がトレドの異端審問所に召喚され、ファンが恩赦期間中に教会と和解したことを知っている、と証言した。また異端審問所の書記が、文書庫の中から「トレド市の住人で聖レオカディア教区に在住するアロンソ・サンチェスの息子で商人のファン・デ・トレド」が1485年6月28日に異端の罪を告白したとの記録を探

し出した⁽²²⁾。

アビラ市側代訴人は、この文書を8月1日にイダルゴ法廷に提出したが、3ヶ月が過ぎても裁判の中に入れられなかったため、11月14日にこの文書を証拠として裁判に含めるよう再び要請した。それにもかかわらず、2日後には判決が下された。法廷は、セペダ四兄弟がイダルゴであることを認定し、担保物件の返却と課税台帳からの名前の削除を命じたのである。

その一週間後には、アビラ市が上訴をした。しかしこの直後から翌年1521年8月まで、コムニダージェス（カール5世の課税に対するカスティージャ諸都市の反乱）の影響により裁判は中断する。審理が進まないまま、1521年10月1日にはアビラ市が証明の放棄を申し立て、上級判事 oidores が結審を命じた。最終的には、翌年の1522年8月26日に上訴審の判決が下された。またもやセペダ側が勝訴したが、今回は、アビラ市とマンハバラゴとオルティゴースにおいてのみセペダ家がイダルゴであることを認めるという付帯条項が加えられた。

セペダ四兄弟の父であるファンがトレドの異端審問所で和解した事実はアビラでは誰もが知っており、しかもそれを裏付ける史料が異端審問所の文書庫に見つかったにもかかわらず、セペダ側が勝訴したのは、賄賂が功を奏したためであろう。賄賂の明白な証拠はないが、被告側証人が原告側（セペダ）の義理の親族の差し金でバリャドリッドに証言に行ったこと、検事が異端審問記録を証拠として採用するよう要請すると判事がすぐに結審してしまったことなど、賄賂の使用を予想させる事実に事欠かない⁽²³⁾。被告側の敗訴に終わったが、アビラ市は、訴訟手続きを滞らせた代訴人を別の人物にかえる措置を取るなど、決して不熱心だったわけではない。しかし最終的に証明手続

きを放棄したのは、コムニダーデスの反乱によって訴訟に対処する余裕がなくなったためだと考えられる。

そもそもイダルゴ訴訟は、イダルゴ側に圧倒的に有利な裁判であった。ジェルベとフェヤールが行ったエストレマドゥーラ地方のイダルゴ訴訟に関する研究によると、16世紀のイダルゴ訴訟255件のうち、243件(95.3%)でイダルゴ側が勝訴しているのである。ただし255件以外にも実は1,092件の未結審の訴訟があり、それらのほとんどはイダルゴが途中で(訴訟費用の負担に耐えられないなどの事情で)裁判を放棄している。つまり市会は、勝訴そのものよりも、イダルゴに裁判をあきらめさせることを狙っていたのである⁽²⁴⁾。

4 隠れユダヤ教信仰からの決別

カスティールヤでは、1391年のユダヤ教徒に対する大迫害によって、ユダヤ教徒の改宗の時代が始まる。この時期、迫害を避けるために大量のユダヤ教徒がキリスト教に改宗したが、ほとんぱりが冷めると、一部のコンベルソは公の場ではカトリック信仰に帰依しながら、家ではもとの宗教を密かに守り続けるという二重の生活を送ることになった。

コンベルソの中には、貴族と通婚したり、都市行政の要職につくなどして、社会的上昇を果たす者もいた。コンベルソの急激な社会的上昇に対する反感は、1449年のトレドにおいて、都市行政からコンベルソを排除することを定めた判決法規の成立につながる。その後も繰り返し類似の規定がもうけられたことから、コンベルソを排除しようとする試みは必ずしも成功しなかったと考えられる。

多くのコンベルソはキリスト教社会に同化する

傾向にあったが、それでもコンベルソが疑わしき信仰の持ち主であるとの疑念を払拭することはできなかった。なぜならば、あるコンベルソが隠れユダヤ教徒であると疑われても、その疑いを晴らす方法が存在しなかったからである。だから、異端審問制度の導入が、キリスト教へ真の改宗を果たしていたコンベルソによって請い望まれたとの説には一理ある。

1478年にローマ教皇シクストゥス4世がカトリック両王にカスティールヤにおいて審問官を任命する権限を与えたことにより、異端審問所は創設された。その目的は、隠れユダヤ教徒を摘発することであり、初期の活動の9割以上は隠れユダヤ教徒を対象としたものだった。1480年にセビーリヤで2人の審問官が任命され、翌年に活動を開始すると、セビーリヤからは8千人のコンベルソが逃亡したと言われる。

1482年からシウダ・レアルで活動を開始していた異端審問所が、隣接するトレドに移ってきたのが1485年である。トレドにやってきた審問官はまず、5月末ごろに恩赦の布告 *edicto de gracia* を公布した。これは、40日の猶予期間内に自発的に出頭して罪の告白をすれば、教会と和解ができ、刑罰が軽減されるというものだった。このとき出頭したコンベルソが少なかったため、二度にわたって期間が延長された。その結果、8月頃からようやく告白・密告が行われた。翌年の1486年には、トレドで初めてのアウト・デ・フェ(判決宣告式)が行われた。リンダ・マルツの推計によれば、1486年に和解した人数は、トレド市だけで2,400人から3,150人にもものぼる。この数字は、トレド市の人口(約2万人)の12~16%に相当する⁽²⁵⁾。

テレサの祖父ファンは、最初の恩赦期間中にトレドの異端審問所に自発的に赴いて罪を告白した、

数少ないコンベルソの一人であった⁽²⁶⁾。彼は富裕な商人であり、羊毛や絹製品を取り扱うだけでなく、王室や教会の徴税請負をしていた。祖先はユダヤ教徒であり、おそらくは彼の父ないしは祖父の代にキリスト教に改宗したのだと思われる。妻のイネス・デ・セペダもコンベルソだった可能性が高い⁽²⁷⁾。コンベルソどうしが結婚した家族にはよくありがちだが、たとえ確信犯的にユダヤ教を守り続けていなくても、安息日のためにシーツを換えるとか、豚肉を食べないなどの元の宗教の習慣をすぐに捨て去ることはできなかった。しかもユダヤ教徒が追放される前だったから、ファンが住んでいた聖レオカディア教区のすぐ近くにはまだユダヤ人街が存在した。昔からの知り合いであるユダヤ教徒と接触する機会も少なくなかったであろう。過酷な弾圧を行い、数千の人々を薪の火に送り込んだ異端審問の活動の初期にあっては、ファンに課された悔悛服を着て教会に通うという刑罰は無罪放免にも等しい措置だったから、おそらくファンは確信的な隠れユダヤ教徒ではなかったのだろう。

しかしトレドに異端審問所がやってきたときから、ファンは新しいアイデンティティを形成しなければならなくなった。キリスト教とユダヤ教の中間領域においてどっちつかずの信仰を維持することはもはやできなくなった。ユダヤ教の残滓を払拭し、完全なるキリスト教徒として振舞わなければならなくなった。教会との和解にいち早く応じたときから、ファンはユダヤ教とはきっぱりと決別する覚悟だったのではないか。

トレドには、叩けば埃が出るコンベルソは山ほどいたから、そのままトレドにとどまり、似たような境遇の同胞に紛れて身を潜めることもできたであろう。またトレドは免税都市であるため、担税者とイダルゴの明確な区別をすることが困難だっ

たから、特権階級に滑り込むこともできたはずである。経済的機会も、人口の多いトレドの方が恵まれていた。だから、様々な面で条件の劣ったアビラへの移住は、過去から決別しようとする明確な意思の現われだったと言えよう。

5 トレドからアビラへの移住

ファンがトレドからアビラに移住したのは、早くて1487年頃、遅くて1495年頃と証言によってかなりの開きがある。30年も前のことなので記憶が曖昧になっているという理由もあろうが、それよりも、急なる移住という印象を与えないよう、異端審問所で裁かれたがゆえの逃亡と見られないよう、移転を少しずつ慎重に進めた結果、アビラに来た年に関する証言が一致しないのではないか。

ある証言によれば、最初はファンの子供たちだけがアビラにやってきて、親族のアントン・ビリャルバの店で働いていた。それから2、3年してからファンとその妻がやってきたという⁽²⁸⁾。別の証言によれば、ファンは自分の店を親族のビリャルバに任せていた。ファンはまだトレドに仕事を残しており、サラマンカやマラガでも徴税請負をしていたから、アビラの店を不在にしがちだった。「なぜ君の主人〔ファン〕はトレドにとどまりアビラにたまにしか来ないのかね」といぶかる客に対して、ビリャルバは、「サンティアゴ大司教と一緒にサラマンカに住んでいるからです」と答えていたという。その答えに満足できない好奇心旺盛な客が、別の店員にファンの素性を尋ねると、「国王ドン・エンリケの秘書官をなさっていたのですよ」とか「良きイダルゴですよ」と誇らしげに答えていたという⁽²⁹⁾。ファン自身は店頭立つことはほとんどなく、店員たちにファンがイダルゴであることを吹聴させていたのだった。

フアンは、トレド時代にはフアン・デ・トレド、もしくはフアン・サンチェス・デ・トレドと名乗っていた。アビラに来てからもしばらくはこの名前を使っていたが、ある時期から「トレド」にかえて妻の姓である「セベダ」を用い、フアン・サンチェス・デ・セベダと名乗るようになった⁽³⁰⁾。こうして、いかにもコンベルソらしい響きのする都市にちなんだ姓を外し、トレドからやって来たことを悟られないようにしたのだろう。

もしかしたら、当初はアビラへの定住を考えてはいなかったのかもしれない。フアンはこの時期に徴税請負の仕事でたびたびマラガに滞在していたから、マラガへの移住の可能性もあった。マラガはカトリック両王によって再征服された直後であり、おそらくフアンは土地の再分配 repartimiento にも与っていた⁽³¹⁾。また旧グラナダ王国ではコンベルソへの偏見が少なく、異端審問所も活動していなかったから、セベダと同じような境遇のコンベルソが大量に流れ込んでいた。

フアンがアビラを不在にしがちだったのは、仕事以外にも、異端審問によって裁かれた過去が影響していたからだろう。フアンがアビラにやってきたのとちょうど同じ時期（1490年から1498年まで）に、アビラでは異端審問所が活動していた。異端の再犯者は薪の火に送られることになるから、アビラに滞在する間は言動には慎重でなければならなかった。また1491年にはトレド近郊のラ・グアルディアにおいてコンベルソとユダヤ教徒がキリスト教徒少年を誘拐して儀礼殺人を犯す事件が起きたが、この事件の審理がアビラで行われていた。容疑者が有罪判決を受けて処刑されると、アビラでは反ユダヤ感情が高まり、興奮した民衆がユダヤ人街を襲った。フアンはとばっちりを受けないよう息を潜めなければならなかっただろう。このいわゆる「ラ・グアルディアの聖なる子」事

件は、翌年のユダヤ教徒追放令の口実とするために捏造された裁判である可能性が高い。1492年にはアビラ市からは市の人口の17～18%にもあたる1,080人ほどのユダヤ教徒が追放されている⁽³²⁾。

アビラには、トレドとは違って、ムデハル（残留イスラム教徒）やユダヤ教徒との共存の歴史があった。1391年のユダヤ教徒大迫害のときも、アビラのユダヤ教徒は被害を受けなかったし、アビラにはカスティリーヤで最も大きいアルハマ（ユダヤ人共同体）があった⁽³³⁾。もしかしたら、そのような宗教的寛容の伝統がフアンをひきつけたのかもしれない。しかし1492年のユダヤ教徒追放に続き、1502年にはムデハルの強制改宗が行われるなど、寛容の伝統はもはや過去のものとなり、コンベルソにとっては、火の粉がいつふりかかってくるか心配しなければならない時期が続いていた。

ともあれフアンは、異端審問による迫害が最も過酷だった時期を何とか乗り切ることができた。1485年にトレドで異端審問所が活動を開始したときに、いち早く駆けつけて罪の告白をし、キリスト教社会への同化を図ったフアンの決断は吉と出た。1485年にはトレドから逃亡するという選択肢もありえたとし、現にそうしたコンベルソもいた。フランシスコ・デ・サント・ドミンゴなる商人は、このとき異端審問所に出頭せずに逃亡したコンベルソの1人である。彼はこのあとメシア待望運動に共鳴し、エリアが到来しコンベルソを約束の地に連れて行ってくれると口走ったために異端審問所に密告され、結局は1506年に逮捕されることになった⁽³⁴⁾。この、エストレマドゥーラ地方から起こりコンベルソの間に広まったメシア待望運動は、異端審問による厳しい弾圧にさらされることになった。もしもフアンがトレドから逃亡する決断をしていたら、フランシスコと同じよう

な運命をたどっていたかもしれない。しかしキリスト教社会に同化することを決断した後のファンが、もはやこのような運動に共鳴することはなかったであろう。

6 コンベルソからイダルゴへ

イダルゴ訴訟では父方の三代にわたる証明が必要であったが、セペダ四兄弟の訴訟では父方祖父（アロンソ・サンチェス）のことはほとんど争点にはならなかった。裁判の実質的な争点は父ファンがイダルゴであるか否かであった。

セペダがトレドから連れて来た4人の証人は、ファンがトレドでイダルゴとみなされていたと証言している。しかし彼らはいずれも担税者であってイダルゴではない。一方、セペダがアビラから連れて来た5人の証人のうち3人がイダルゴである。セペダは、アビラではイダルゴの仲間に加わりつつあったが、トレドにいたときにはまだイダルゴとはみなされていなかったのではないか。

ファンがイダルゴを僭称し始めたのは、おそらくアビラで新しい生活を始めてからである。イダルゴがよその土地からやってくることは良くあることで⁽³⁵⁾、その場合、その人がイダルゴかどうかにはわかには判別しがたかったから、そうした曖昧さに乗じてイダルゴの振りをするには十分に可能だった。ファンはアビラに来るとさっそく店員を使って、主人がイダルゴであると吹聴させたのである。かつて「キリスト教徒の振り」をしていたファンは、「イダルゴの振り」をするに既視感を覚えなかっただろうか。

トレドのコンベルソに関するプロソポグラフィック研究を行っているリンダ・マルツによれば、コンベルソは、経済的成功を収めたという意味においては社会に同化したと言えるが、ほとんどのコン

ベルソは真に社会に溶け込むまでにはいたらなかった。なぜならほとんどはコンベルソどうして結婚しており、富を蓄積できた一部のコンベルソだけが旧キリスト教徒貴族と通婚できたからである⁽³⁶⁾。このリンダ・マルツの理解にしたがえば、セペダ家は、富を蓄積して旧キリスト教徒貴族と通婚することに成功した「一部のコンベルソ」ということになるだろう。

テレサの祖父であるファンは商業的には成功を収めたが、自分の代にはまだ旧キリスト教徒貴族との結婚を果たすことはできなかった。しかし富を蓄積した今、子供たちにそれを叶えさせる機会がやってきた。彼は四人の息子たちを、アビラ市の寡頭支配層の娘と結婚させることに成功したのである。ファンは1505年頃にアロンソ（テレサの父）を市会の重鎮であるペドロ・デル・ペソの娘カタリーナ・デル・ペソと結婚させたことを皮切りに、1506-8年にはペドロを市の有力者の娘カタリーナ・デル・アギラと、また（これはファンの死後になるが）1513年にはルイをイサベル・デル・アギラと結婚させることができた⁽³⁷⁾。この一連の結婚によって、セペダ家はアビラ市の寡頭支配層の一角に食い込んだ。

こうしてセペダ家は、ファンの息子たちの世代（テレサの父の世代）において、ようやくユダヤ教の残滓を完全に払拭することができたであろう。旧キリスト教徒の妻を娶った彼らの家庭においては、祖先の宗教のことが話題にのぼることはなかっただろうし、ましてやユダヤ教的な習慣を保持し続けることはできなかっただろう。

ファンの世代では、イダルゴになることを望みながらも、商業から身を退くことはまだ叶わなかった。しかしいま十分に富を蓄積し、旧キリスト教徒との結婚を果たしたファンの息子たちは、イダルゴ身分とは両立しがたい商業からは身を退き

始めた⁽³⁸⁾。ある証言によれば、セペダは結婚した後に店を閉じたという⁽³⁹⁾。目抜き通りに構えた店は、イダルゴ身分を目指す者にとってはあまりにも目立ちすぎたから、まずはここから撤収したであろう。しかし貴族身分とは両立しがたい小売業から身を退いたとしても、しばらくは徴税請負を続けていた。徴税請負は他の都市で行っており、アビラの人々には目につきにくかったからである。

店の撤収によって発生した余剰資金は、土地への投資に向けられたであろう。領主裁判権付きの所領を購入できれば貴族への近道になるが（いわゆる臣民の領主 *señor de vasallos*）、たとえ領主裁判権付きでなくとも、土地所有は貴族への第一歩となった。アロンソやペドロの結婚がもたらしたオルティゴサやゴタレンドゥーラの家と土地の周囲に、セペダ四兄弟は土地を買い増していった。

トレドからアビラに移ってきて15年が過ぎ、地元貴族との結婚に成功したセペダ家は、イダルゴとしての社会的承認を受けつつあった。1506年には、イダルゴしか参加することのできない市場検査官を決めるくじにペドロが当選したという記録が残っている⁽⁴⁰⁾。アロンソは1505年に結婚したときに市内に大きな家を購入したが、1507年に作成された財産目録によると、この家には武具の保管箱があった⁽⁴¹⁾。セペダ側証人たちが言うように、アロンソはこの頃にはすでに馬と武具を所有しており、1512年に対ナバーラ戦争に召集された際には、この家の保管箱から取り出した武具を身につけて出兵したことだろう。テレサはこの家で育ったから、騎士道文学が好きな彼女は、保管箱を眺めながら、父アロンソにナバーラ戦での武勇伝を語ってもらったのではないか（実際には戦わずに帰ってきたとの証言もあるが）。

しかし依然として、セペダ家に対する担税登録

への圧力は消えなかった。証人たちは、セペダが課税されたことがないのは、セペダがイダルゴだからではなく、貴族の娘と結婚したからだと考えていた。アビラ市の国王代官の代理人ガルシーア・デ・トレドはトレドで教区代表 *jurado* をしているので、フアンがトレドの異端審問所で和解したことを知っていたため、「なぜ彼らを担税登録しないのか」といぶかっていた⁽⁴²⁾。セペダはたびたび担税登録されそうになったが、かろうじて免れることができたのは、義理の親族で市会役員のフランシスコ・デ・パハーレスが介入してくれたからだ。そのようなときに、セペダはイダルゴとしての法的認証を受ける必要を感じたであろう。

1519年にセペダ四兄弟がイダルゴ訴訟を起こしたとき、父フアンがトレドの異端審問所で和解してから34年が経っていた。フアンは10年前に亡くなっていたが、アビラでは、フアンがトレドで悔悛服を着ていたという噂はまだ完全には消えていなかった。それでもセペダ四兄弟は、この訴訟には十分に勝算があると踏んだのだろう。アビラに移住してから30年間にもわたってイダルゴになるための準備を周到に進めてきたのである。貴族と結婚し、商売をやめ、馬と武具を揃え、土地を買い、イダルゴだけの集会に参加した。「アビラ市を完全に牛耳っている」⁽⁴³⁾ フランシスコ・デ・パハーレスと義理の親族にもなった。証人や判事を買収するために必要な多額の訴訟費用も準備できていた。人々の反感を買わぬようにうまく立ち振る舞ってきたためであろうか⁽⁴⁴⁾、アビラ市側証人からさえも、セペダに対するあからさまな敵意をうかがうことはできないほどであった。

3年後の1522年には勝訴し、ついに念願のイダルゴとしての法的認証を受けることができた。しかし皮肉なことに、その頃にはすでに、貴族としての威信や体面を保つための出費をまかなうこ

とが難しくなり始めていた。商売から撤退し、徴税請負もやめた。残るは土地賃貸からの収入だけだったが、それらは現物で納められたために（通常は収穫された農産物の半分だった）、価格革命の時代にあっては、実質的な収入は低下していったであろう。1543年にテレサの父アロンソが死んだとき、遺言書が開封されると、アロンソが多額の借金を抱えこんでいたことが判明した。債権者数は50人にも及んだ。子供たちが相続することを期待していたアロンソの2人の妻の婚資（アロンソは再婚していた）は、アロンソがすでに使い込んでいた。子供たちは、その後20年以上にわたって遺産相続の件で訴訟に関わらなければならなかった⁽⁴⁵⁾。

アロンソは、最初の妻カタリーナ・デル・ペソとの間に2人、再婚したベアトリス・デ・アウマダとの間に10人の子供をもうけた。そのうちアロンソが65歳くらいで亡くなるまでに結婚させることができたのは、最初の妻の子のマリーアだけだった。9人の息子のうち、消息不明の1人を除くと、1人がイタリア戦争に行き、残りの7人がアメリカに渡った⁽⁴⁶⁾。アロンソの息子たちのほとんどがアメリカに渡ったのは、コンベルソゆえに本国では得られぬ名誉をアメリカに求めたためかも知れないし、騎士道小説を好み武勇伝に親しんだセペダ家の気風が影響したためかも知れない。しかしそれらにも増して、セペダ家の経済的窮乏がその背景にあったことは間違いないだろう。アロンソの子供たちは、経済的窮乏ゆえに、父や叔父たちのように市の有力者と結婚することが出来なかった。しかしイダルゴ身分を獲得した以上、困窮したからといって、再び以前のように自らの手を汚す商業に戻ることも出来なかった。彼らに残された道はアメリカに渡るくらいしかなかったのだろう。テレサが結婚せずに修道院に入ったの

も、（テレサ自身は何も語っていないが）もしかしたらセペダ家の経済的事情が関係していたかもしれないのである。

アロンソの父フアンは、商業というリアルな世界に生きていた。イダルゴになるための道を息子たちに歩ませ、その手はずを整えたのは、実業家としての打算に長けたフアンであった。アビラ市の寡頭支配層に（おそらくは金を貸付けるなどして）取り入り、子供たちの縁談を取りまとめた功績は、すべてフアンのものである。しかし息子たちは、商業から身を退き、イダルゴでないのにイダルゴとして生きる道を選択してからは、どこか現実離れた生き方をしなければならなかった。その兆候は、アロンソの弟のペドロに現れている。現実世界における名誉を求めてアロンソとともにイダルゴ訴訟を起こしたペドロは、その晩年に、オルティゴサ（イダルゴ訴訟を起こしたまさにその場所）において隠遁生活を送っていた。そこでは、かつて姪のテレサがその地を訪れたときに彼女に教えたような霊性の本を読んでいたことだろう。ペドロは後にヒエロニムス会の修道士になるが、この修道会は、観想的な傾向が強く、現実からの逃避を求めた多くのコンベルソをひきつけたことで有名な修道会である。

この、どこか浮世離れた傾向のあるセペダ家から、後にスペイン神秘主義の頂点を極めることになる修道女が生まれたのは偶然ではないだろう。アロンソがちょうどイダルゴ訴訟に勝訴したころ、まだ6、7歳の少女にすぎなかったテレサはモーロの地に殉教しに行こうと兄のロドリゴと出立したのだった。

7 結 論

スペインでは、特に異端審問制度が導入されて

以降は、コンベルソはキリスト教社会に同化してゆく傾向が強かった。隣国のポルトガルでコンベルソが隠れユダヤ教信仰を保持し続けていたのは対照的に、スペインでは16世紀初頭をすぎると、隠れ信仰は急速に失われていった。隠れユダヤ教徒に対する審問が完全になくなるわけではないが、16世紀半ば以降は、ポルトガルから流入したコンベルソやマジョルカのチュエータなどの例外を除くと、確信犯的に隠れ信仰を続けていることはまれであり、裁かれたほとんどのケースはユダヤ教の習慣の残滓にすぎないものであった。

コンベルソの第一世代⁽⁴⁷⁾がキリスト教社会へ同化することを決断したことによって、外面的にはキリスト教に帰依しながら家では秘かにユダヤ教を守り続けるという意味での信仰生活の二重性はもはやなくなった。その意味では、コンベルソは同化を果たしたといえるだろう。ところが続く第二・第三世代は、第一世代が選択した同化路線を踏襲しながらも、完全なる同化を果たすためには、ユダヤ教からキリスト教に改宗した、もしくは異端審問によって裁かれたことのある第一世代がある意味では否定しなければならなかった。

セペダ四兄弟も、父フアンのお膳立てした同化路線にのりながらも、完全なる同化を果たすために、隠れユダヤ教徒であった父の存在を否定しなければならなかった。彼らはイダルゴ法廷において、1485年にトレドの異端審問所で和解した彼らの父フアン・デ・トレドのことを、「我々原告の父ではない」⁽⁴⁸⁾と言い張らなければならなかった。アロンソの子供たちは、異端審問所で裁かれたことのある父方祖父のサンチェス姓を誰一人として継がず、父方祖母のセペダ姓か、母方のアウマダ姓（またはその両方）を継いだ。

1515年に生まれたテレサ・デ・セペダ・イ・アウマダは、1509年頃に死んだ祖父フアンと直

接会ったことがなかったし、彼女が書き残した自伝を初めとする膨大な書物や手紙において、祖父に言及することはなかった。セペダ家ではフアンは否定すべき存在だったから、家庭ではこの偉大な祖父について触れることがタブーとなっていたであろう。1530年代にトレドの異端審問所に召喚されたマリ・サンチェスなる女性が、異端審問によって裁かれた祖父のことを知っているかと質問されると、「うわさを聞いたことはあるものの、私は祖父が裁かれたか知らないし、知りたくもない」と答えたが⁽⁴⁹⁾、テレサの心境もこれに近かったのではないだろうか。

フアンの果たした役割の大きさがこれまで指摘されてこなかったのは、テレサが祖父について書き残さなかったからである。しかしイダルゴ訴訟の解説によって、フアンの重要性が浮かび上がってきたように思われる。イダルゴ訴訟に勝訴して貴族としての法的認証を受けたのはアロンソをはじめとするフアンの子供たちだったが、ユダヤ教の痕跡を一切消そうと決意し、イダルゴになるためのシナリオを描きそのための手はずを整えたのは、フアンであった。隠れユダヤ教徒としての過去を持つ彼がキリスト教社会への同化を目指すためには、人々の記憶が薄れるまでひたすら沈黙を守り続けるという、言わば消極的な同化戦略もありえただろう。しかしフアンは、自らの才覚によって苦境を切り抜け、身分を偽ってまで同化さらには社会的上昇を図るという、言わば積極的な同化戦略に打って出た。そしてそれに成功した。

スペイン黄金世紀の文化の担い手となったコンベルソは、異端審問の過酷な弾圧とユダヤ教徒の追放を直接経験した第一世代ではなく、それに続く第二・第三世代であり、これまではこの世代のことが注目されてきた。しかしセペダ家のイダルゴ訴訟の解説を通じて、第一世代の重要性が浮か

び上がってきた。異端審問によって裁かれたために否定すべき世代であり、そのためにこれまで注目されてこなかったが、第一世代がキリスト教社会へ同化しようとした決断が実は大きかったのであり、今後はこの世代のことが注目されてもよいのではないだろうか。

注

- (1) Narciso Alonso Cortés は訴訟記録の抜粋を “Pleitos de los Cepedas”, *Boletín de la Real Academia Española*, 25, 1946, pp. 85-110 に発表した。この発見を学術的に論じた最も早い例の一つが、Serís, Homero. “Nueva genealogía de Santa Teresa (Artículo-resena)”, *Nueva Revista de Filología Hispánica*, 10, 1956, pp. 365-384.
- (2) Egido, Teófanos. “El tratamiento historiográfico de Santa Teresa”, *Revista de Espiritualidad*, 40, 1981, pp. 171-189; id. “Santa Teresa y su circunstancia histórica”, *Revista de Espiritualidad*, 41, 1982, pp. 9-27. なお、テレサはイエズス会のロヨラやザビエルらとともに 1622 年に列聖された。
- (3) Álvarez, Tomás (dir.). *Diccionario de Santa Teresa de Jesús*, Burgos, 2001, pp. 1082-1086.
- (4) Pérez, Joseph. *Teresa de Ávila y la España de su tiempo*, Madrid, 2007, pp. 17-18.
- (5) エフレンは、第 2 版でその事情を釈明せねばならなかった。Efrén de la Madre de Dios y O. Steggink. *Tiempo y vida de Santa Teresa*, Madrid, 2ª ed., 1968, p. 4. n. 11.
- (6) Gutiérrez Nieto, Juan Ignacio. “El proceso de encastamiento social de la Castilla del siglo XVI. La respuesta conversa”, en T. Egido (dir.), *Actas del Congreso Internacional Teresiano*, 1982, p. 99, n. 1. なお、現在ではこの雑誌 (アロンソ・コルテスの論文掲載号) はマドリードの国立文書館で閲覧することができる。
- (7) Egido, Teófanos. *El linaje judeoconverso de Santa Teresa. Pleito de hidalguía de los Cepeda*, Madrid, 1986. 本稿ではこの版を使用し、訴訟記録を引用する際には Pleito de Cepeda と略す。
- (8) 拙稿「血の純潔規約に関する研究動向」『カルチュラル』第 4 巻, 第 1 号, 2010 年, 96 頁。
- (9) Márquez Villanueva, Francisco. “Santa Teresa y el linaje”, en su *Espiritualidad y literatura en el siglo XVI*, Madrid, 1968, pp. 141-205; Bilinkoff, Jodi. *The Avila of Saint Teresa. Religious Reform in a Sixteenth-Century City*, New York, 1989. もっとも、出自だけからテレサのすべてを説明できるわけではない。現代の研究においては、彼女の宗教のあり方を規定していた要因として、女であったことや異端審問による迫害も重視されている。Llamas Martínez, Enrique. *Santa Teresa de Jesús y la Inquisición española*, Madrid, 1972; Weber, Alison. *Teresa of Avila and the Rhetoric of Femininity*, Princeton, 1990; Ahlgren, Gillian T. W. *Teresa of Avila and the Politics of Sanctity*, New York, 1996.
- (10) 定評ある伝記のひとつとして、たとえば、Rossi, Rosa. *Teresa de Ávila. Biografía de una escritora*, Barcelona, 1984.
- (11) Pérez, Joseph. “Reflexions sur l’hidalgúia”, en M. Lambert-Gorges (dir.), *Hidalgos & hidalguía dans l’Espagne des XVI^e-XVIII^e siècles*, Paris, 1989, pp. 11-22; id. “La aristocracia castellana en el siglo XVI”, en *Nobleza y sociedad en la España moderna*, 1996, pp. 47-71. 1591 年の調査によれば、カスティーリャにおけるイダルゴの数は 60 万、つまり人口の 1 割に達した。この割合は、他のヨーロッパ平均の 3% よりもはるかに高かった。カスティーリャ内部にも地域的な偏差があり、北ほどイダルゴの人口比が高く、南ほど低くなった。また村落部よりも都市部の方が高かった。
- (12) M. S. Martín Postigo y C. Domínguez Rodríguez. *La Sala de Hijosdalgo de la Real Chancillería de Valladolid*, Valladolid, 1990; M. C. Gerbet y J. Fayard. “Fermeture de la noblesse et pureté de sang en Castille à travers les procès de hidalguía au XVI^{ème} siècle”, *En la España medieval*, 6, 1985, pp. 443-473.
- (13) Tapia, Serafín de. “Las fuentes demográficas y el potencial humano de Ávila en el siglo XVI”, *Cuadernos Abulenses*, 2, 1984, pp. 45-48. 担税者へ直接課税しない都市では課税台帳が作成されなかったため、担税者とイダルゴを区別することが難しくなる。
- (14) Tapia, *ibid.*, p. 47. n. 76.
- (15) 和解 reconciliación とは、異端者が罪を告白して教会との「和解」を果たすことを意味する。
- (16) “los tobo e tiene por ombres onrados, e an biuido e bien muy linpiamente, pero que no sabe sy fueron e son fidalgos o no.” p. 65.

- (17) *Pleito de Cepeda*, p. 87.
- (18) *Pleito de Cepeda*, pp. 76–77.
- (19) Soria Mesa, Enrique. *La nobleza en la España moderna. Cambio y continuidad*, Madrid, 2007, pp. 254–260. 同様の意見を Lorenzo Cadarso, Pedro Luis. “Oligarquías conversas de Cuenca y Guadalajara (siglos XV y XVI)”, *Hispania*, 186, 1994, pp. 53–94 も表明している。
- (20) 検事によれば、セベダはオルティゴースの住民ではなくアビラ市の住民であるのに、オルティゴースにおいて「狡猾にも、担保を取らせることで自分たちをイダルゴに仕立てようとした」。またアビラ側代訴人によれば、セベダは「今までアビラ市に住んでいたのに、この訴訟のためにアビラ市から用心深く抜け出し、5、6人の世帯主しかいないオルティゴースにやってきた」。 *Pleito de Cepeda*, pp. 100–101.
- (21) *Pleito de Cepeda*, p. 153.
- (22) *Pleito de Cepeda*, pp. 187–189.
- (23) イダルゴ法廷の腐敗・不正行為は日常茶飯事であった。グラナダの大審院では、ある検事が担当した全てのイダルゴ訴訟が無効とされたほどであった。Soria Mesa, *ibid.*, p. 257.
- (24) Gerbet y Fayard, *ibid.*, p. 469.
- (25) Martz, Linda. *A Network of Converso Families in Early Modern Toledo: Assimilating a Minority*, Michigan UP, 2003, pp. 60–66.
- (26) Pérez, Teresa de Ávila, pp. 19–21.
- (27) 彼女の兄弟のパドロ・デ・セベダはトレドの商人である。 *Pleito de Cepeda*, p. 188.
- (28) *Pleito de Cepeda*, p. 169.
- (29) *Pleito de Cepeda*, p. 152.
- (30) *Pleito de Cepeda*, p. 106.
- (31) Burgos Madroño, Manuel. “En torno a Santa Teresa de Jesús”, *Isla de Arriarán*, 10, 1997, pp. 263–279; 11, 1998, pp. 81–100.
- (32) Tapia, Serafín de. “Las huellas y el legado de las tres culturas religiosas en Ávila”, *Anuario de Estudios Místicos*, 2, 2005, p. 51.
- (33) Tapia, “Las fuentes demográficas”, p. 62.
- (34) Martz, *A Network of Converso Families*, p. 120.
- (35) エストレマドゥーラ地方のイダルゴ訴訟 255 件のうち、66%はイダルゴの居住地変更が訴訟の原因であった。Gerbet y Fayard, *ibid.*, p. 463.
- (36) Martz, *A Network of Converso Families*, pp. 124–125, 248.
- (37) Efrén de la Madre de Dios y O. Steggink. *Tiempo y vida de Santa Teresa*, Madrid, 3ª ed. corr. y aum., 1996, p. 13, n. 61.
- (38) 16 世紀半ばまでは、手職 oficios manuales が貴族身分を毀損するという観念が十分に浸透していなかったため、イダルゴでありかつ職人である者もいた。しかしクエンカでもエストレマドゥーラでも、1558 年以降にはそのような事例がなくなる。Carrasco, Raphaël. “Les *hidalgos* de Cuenca à l’époque moderne (1537–1642)”, en *Hidalgos & hidalguía dans l’Espagne*, p. 179; Gerbet y Fayard, *ibid.*, pp. 467–468.
- (39) *Pleito de Cepeda*, p. 167.
- (40) Efrén de la Madre de Dios y O. Steggink. *ibid.*, p. 8.
- (41) Efrén de la Madre de Dios y O. Steggink. *ibid.*, pp. 17–18, 22–23.
- (42) *Pleito de Cepeda*, p. 106.
- (43) *Pleito de Cepeda*, p. 167.
- (44) テレサによれば、父アロンソは、「貧民を大変にいつくしみ、病人を労わる人だった」。またテレサは彼が「人を罵ったり陰口をたたくのを見たことがなかった」。Santa Teresa de Jesús, *Obras Completas. Edición manual*, ed. Efrén de la Madre de Dios y O. Steggink, Madrid, 9ª ed., 1997, p. 34.
- (45) Efrén de la Madre de Dios y O. Steggink. *ibid.*, p. 141.
- (46) Lara Marcano, Mercedes. “Hermanos de Santa Teresa en el Nuevo Mundo”, en M. Criado de Val (dir.). *Santa Teresa y la Literatura Mística Hispánica. Actas del I Congreso Internacional sobre Santa Teresa y la Mística Hispánica*, Madrid, 1982, pp. 245–253. アメリカに渡った 7 人のうち、成功を収めて帰国したのはロレンソだけである。後にロレンソの経済的援助がテレサの創設活動を支えることになった。
- (47) ここで「第一世代」という場合、ユダヤ教からキリスト教に改宗した世代のことでは必ずしもなく、異端審問による迫害やユダヤ教徒の追放を直接経験したために、隠れユダヤ教信仰を完全に捨て去り、新しいアイデンティティを形成しなければならなかった世代のことをいう。本稿ではセベダ家のファンがこの世代にあたる。
- (48) *Pleito de Cepeda*, p. 193.
- (49) Martz, *A Network of Converso Families*, p. 79.